

〈1面から続き〉

●接種会場 (接種会場では予約できません)

表 個別・集団接種ができる医療機関など

(4月27日現在)

	接種会場名	住所	接種開始日
個別 接種	後谷診療所	南後谷751	5月17日
	えばと脳神経外科・内科クリニック	緑町3-23-2	5月17日
	おぐら小児科医院	大曾根244-2	6月4日
	軽部クリニック	大瀬1-7-1	5月17日
	埼玉回生病院	大原455	6月中旬
	佐藤医院	伊勢野142	5月31日
	渋谷皮膚科・内科クリニック	八潮1-28-7	5月17日
	清水内科クリニック	中央1-8-4	5月17日
	にしかわ脳神経外科クリニック	大瀬6-9-9	5月24日
	広瀬病院	八潮2840-1	5月25日
	藤井クリニック	八潮2-2-8	5月17日
	緑町こどもクリニック	緑町3-23-2	5月17日
	八潮駅つばめクリニック	大瀬1-10-12	5月17日
	八潮駅前内科こどもクリニック	大瀬1-1-3	5月17日
	八潮耳鼻咽喉科クリニック	中央1-8-4	5月17日
八潮整形外科内科	南後谷865	5月17日	
八潮中央総合病院	南川崎845	6月中旬	
集団 接種	①保健センター	平日=①、土曜日(午後のみ)・日曜日=①~③(*)	八潮8-10-1 5月10日
	②八潮メセナ・アネックス		大瀬1-1-1 6月以降
	③エイトアリーナ		鶴ヶ曾根1535-1 5月22日

※土・日曜日の集団接種は、①から③のいずれかで実施します。

予約スケジュールの例

毎週月曜日の午前10時から、2週後の月曜日から日曜日までの予約受け付けを開始します。
 ※1回目の予約の際に、2回目の予約も同時に行います。
 ※65歳以上の方の接種を、7月末までに終了するように計画しています。

- ①5月10日(月) 午前10時から予約受け付け
5月24日(月)~30日(日)の接種分
- ②5月17日(月) 午前10時から予約受け付け
5月31日(月)~6月6日(日)の接種分
- ③5月24日(月) 午前10時から予約受け付け
6月7日(月)~13日(日)の接種分

これ以降の予約についても同様のスケジュールとなります。

月	火	水	木	金	土	日
5/10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	6/1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20

①の予約可能期間: 5/10 ~ 5/30
 ②の予約可能期間: 5/17 ~ 6/6
 ③の予約可能期間: 5/24 ~ 6/13

接種の仕組み、意義、政策などの問い合わせ

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
 ☎0120-761-770
 (受付=毎日 午前9時~午後9時)

副反応などについての専門的な相談

埼玉県専門相談窓口
 ☎0570-033-226
 (受付=毎日 24時間)
 FAX 048-830-4808
 (聴覚障がい者専用)

ひとり親世帯対象

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

問 子育て支援課 ☎ 209

	令和3年4月分 児童扶養手当受給者	公的年金給付等受給者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計急変者
給付対象者	令和3年4月分の児童扶養手当受給者	令和3年4月分の児童扶養手当の支給が、公的年金給付などを受給していることにより、全額支給停止となっている方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯の方(右の★印参照)
給付額	児童1人あたり 50,000円		
申請など	申請不要(対象者には、4月中旬に通知を発送)	申請書(子育て支援課または市ホームページで入手)を、窓口または郵送で子育て支援課へ(令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金の支給者には、5月中旬に申請書を発送予定) 申請期限:5月20日~令和4年2月28日	
給付日	5月11日	申請月の翌月以降に随時支給	
給付方法	児童扶養手当登録口座へ振り込み	指定の銀行口座などへ振り込み	

★新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計急変者

次の1、2の両方の要件に該当する方

1 児童扶養手当支給要件

- 次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者
- ・父母が婚姻を解消した子ども
 - ・父または母が死亡した子ども
 - ・父または母に一定の障がいがある子ども
 - ・父または母の生死が明らかでない子ども
 - ・父または母に1年以上遺棄されている子ども
 - ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
 - ・父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども

※婚姻には、婚姻届を提出していない内縁関係などを含みます。

2 1年間の収入見込み額(*)が児童扶養手当支給対象収入額(表2参照)未満の方

* (令和2年2月以降の任意の1カ月分の収入) × 12 とする

表2 児童扶養手当支給対象収入額

扶養人数	収入基準額		
	父母	父母以外の養育者	扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円	6,100,000円